

資料 1 1 - 1 西楽田団地自主防災会 防災計画

はじめに

このところ、日本では地震、巨大台風、竜巻、集中豪雨によるがけ崩れ等の天災がたて続きに発生しており、特にこの地方においては、南海トラフ巨大地震が、いつ起こってもおかしくないと言われ続けている。

防災の基本は、まず自助である。出来る範囲内で家庭内を安全にするため、家具を固定し、転倒防止をする等整備し、家族の安全の備えを継続的に行うことが大切である。

家庭でできることは家庭で、出来ないことは皆で備えるということが肝要である。

第 1 章 目的、防災計画の方針、防災計画に定める事項

1. 目的

この計画は、西楽田団地自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震をはじめとする各種の災害発生時に、住民が自主的な防災活動を行い、隣保共同の精神により、住民相互が力を合わせて、災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止し、被害を減少させることを目的とする。

2. 防災計画の方針

防災計画の方針として、地域の特性を考慮して、災害への対応を考え、行政への一方的な寄りかかりをせず、地域の住民で対応可能なことは、住民である覚悟で対策を考える。

本計画は、5年毎に見直しを基本とするが、必要時にはその都度修正を実施し、計画の硬直化を防止することとする。

この計画対象者は、西楽田団地に居住する全員とする。

3. 防災計画に定める事項

この防災計画に、定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の防災対策……………第 2 章
- (2) 災害発生時の安全確保……………第 3 章
- (3) 災害発生初期（～3 日）の対策……………第 4 章
- (4) 災害発生中期（3 日～）の対策……………第 5 章
- (5) 防災資器材の備蓄と管理 ……………第 6 章
- (6) 参考資料……………第 7 章

第 2 章 平常時の防災対策

1. 平常時における自主防災会の任務

自主防災会の防災委員を除く役員は、平常時自治会の業務と兼務のため、防災訓練を除く防災に関する業務は、交消防部会長と防災委員が行う。

防災委員は、平常時の活動として、次のことを行う。

- (1) 防災に関する情報を収集し、調査を行い防災対策の立案をすること。

- (2) 広報啓発活動を立案し、実施すること。
- (3) 防災機器の点検をし、団地周辺の危険箇所の把握等に努めること。

2. 地域の親睦と協力体制の育成

災害発生時は、日頃のつき合いの良さがそのまま救助に発揮される。

当団地は、ボランティア団体が多く、その活動が盛んであり、クラブ活動も多く、自治会員同士の絆が強い団地と言われている。このことが防犯、防災活動にとっても、大切であり役立つと思われるので、今後も益々盛んになるようにしたい。

3. 防災知識の普及・啓発

団地住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 災害時の自主防災会組織に関すること。
- ② 防災計画に関すること。
- ③ 地震、火災、竜巻等についての知識に関すること。
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ⑤ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑥ 飲料水7日分、食料3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑦ 災害発生時の避難に関すること。
- ⑧ 防災意識の高揚を図ることに関すること。
- ⑨ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 防災訓練の実施
- ② 広報誌「防災通信」の発行、パンフレット等の配布
- ③ 防災教室（講演会、映画会等）の開催
- ④ ポスター、パネル、写真等の掲示
- ⑤ 幟等の掲揚
- ⑥ その他

(3) 普及・啓発活動の実施時期

防災訓練及び防災教室の時、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期、火災予防運動期間、団地内の集会時の広報、その他の催し物に付随する形式により、随時実施する。

4. 家庭内の防災（自分でできる本当の防災）

平常時の防災で最も大事なことであり、次のような対策が考えられる。

住民各自は、自分及び自分の家族の防災について、常に関心を持ち、災害時に必要な物品の備蓄をし、災害発生時に適切な行動が取れるように心がけることが大切である。

(1) 建物の耐震化

在来工法により、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物の場合は、市の無料耐震診断を受ける。

(問い合わせ先：市役所の都市計画建築課 Tel44-0331)

診断の結果、倒壊の恐れがある場合は、耐震化工事を行う。

(市より補助金の制度あり。)

工事費用の都合上、耐震化工事が出来ない場合は、シェルターを検討する。

(ベッド型シェルター、押入れ型シェルター、テーブル型シェルター等あり。)

(2) 寝室の安全化

就寝中の地震発生に備えて、寝室にはできるだけ家具を置かないようにして、やむを得ず置く場合は、壁や柱に固定する。

枕元には、懐中電灯、スリッパ、笛を用意しておく。

(3) リフォーム時に家具を作りつけにする

リフォーム時には、できるだけ家具を作りつけにする。無理な場合は、家具を壁又は柱に固定する。

(4) 台所の備品の固定化

重い冷蔵庫は、室内を走るので壁や柱に固定する。電子レンジ等も飛び出さないように固定する。または、箱や枠の中に置く。

食器棚は、壁や柱に固定又は天井との間に隙間のないように「上置き」を置き「上置き」と食器棚とを固定する。

扉には、開き防止器具をつけ、ガラス部分がある場合は、飛散防止のフィルムを張るのが望ましい。

(5) 本棚の転倒防止

本棚は、転倒防止対策をする。本の飛び出し防止のために棚に栈を取り付ける。又は、ぎっしり詰めて飛び出し難くする。本棚自体には転倒防止をする。

子供部屋には、高い本棚を置かないようにしたい。

(6) ピアノ、TV の固定化

ピアノは、すべり止めをする。TV、パソコンモニターは、固定する。特に棚においてある TV は、落下して危険なので、対策が必要である。

(7) 玄関、廊下の家具

玄関まわりと廊下には、転倒物を少なくし、下駄箱等を置く場合は、壁や床に固定する。

(8) ガラスの飛散防止

食器棚のガラス、窓ガラスに飛散防止のフィルムを貼るのが望ましい。

(9) 照明器具の落下防止

吊り下げ式照明器具は、落下防止をする。(照明は、天井に直付けするのが望ましい。)

(10) 家庭内連絡方法の決定

携帯電話は、使えないことを前提に連絡方法を決めておく。

- ・ 定められた避難場所に行く
- ・ NTT の災害伝言電話「171」の利用方法

伝言をする「録音する」 171-1-市外局番-自宅の電話番号

伝言を聞く「再生する」 171-2-市外局番-自宅の電話番号

- ・ 遠い親戚を連絡先に決め、情報確認をするのも一つの方法である。

(11) 適切な備蓄をする

食料は、米、麺類、パン等を切らさない。

水は、一人一日当たり3Lを3日分として10Lの飲料水を用意し、他に200Lの雑用水を用意しておく。(1週間毎に入れ替えれば飲み水としても使用できる)

乳幼児のミルク、オムツも余分に用意しておく。

(12) 非常用燃料の準備

発生初期には、卓上用簡易ガスコンロとボンベ6本以上。

3~7日で電気が復旧したら、電磁調理器が便利である。

(13) あると便利なものの準備

器具類 給水用ポリタンク、キャリアカー、輪が太くて大きい台車(「コンテナカー」、「ハウスカー」)も使いやすい(給水の運搬用等)、携帯ラジオ、自転車、予備の眼鏡、懐中電灯、スマートフォン用バッテリー、バール(玄関ドア変形時)、ハンマー、笛(家の中に居ることを知らせるため)

消耗品 使い捨てカイロ、ポリラップ、乾電池、10円玉(電話用)、ドライシャンプー、新聞紙、大型ごみ袋

(14) 大切な物は、すぐに持ち出せるように所在場所を家族全員に明確にしておく

預金通帳、印鑑、保険証、免許証、権利証(登記済証)、住所録、家族の写真

(15) 出火防止対策をとっておく

当団地において火災が発生した場合、建物が密接しているため出火家屋のみならず、延焼による被害が大きくなるのが考えられるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて、点検整備をする。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品の保管状況(ガソリン、灯油の保管状況)
- ③ 出火原因となる器具(ストーブ、古い電機器具等)の整備・取り扱い
- ④ 消火器等消火機材の整備状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況
- ⑥ 地震時に自動的に切れるブレーカーに取替える。
- ⑦ たこ足配線を止める。
- ⑧ 火災報知器を設置する。
- ⑨ ガス漏れ警報機を設置する。

(16) 災害から財産を守る手段として地震保険・自然災害共済に加入をする

災害に対する経済的な備えとして、地震保険や自然災害共済への加入がある。中でも地震保険は、地震による家屋の倒壊や火災、津波被害に対して保険金が支払われる制度で、国と民間の損害保険会社で協力して運営されている。

多くは、建物や家財を対象とする火災保険・共済にあわせて契約することになっている。

割引制度として、「建築年割引」と「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断

割引」の4種類が設けられており、建築年又は耐震性能により10%～30%の割引が適用される。(重複不可。)詳しくは、各損害保険会社の相談窓口又は代理店に相談する。

地震保険とセット加入でない火災保険・火災共済では、地震を原因とする火災による損害や、地震による延焼、拡大した損害は、原則として補償されない。

火災保険・共済の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を決めることが可能である。但し、建物は5千万円、家財は1千万円が限度である。

東日本大震災では75万件以上、1兆2千億円を越える支払いがあった。

(17) 地震以外の災害の防災対策

① 台風

台風の来る直前でなく、日頃から、次の強風対策をしておく。

日頃から、TVのアンテナ等を取り付けてある針金が切れたりしている場合は、早めに修理しておく。予報に気をつけて風が強くなる前に、家の周りの風で飛び易い物を片付ける。

② 豪雨

雨漏りしている場合は、早めに修理をしておく。落ち葉、瓦を止めてある漆喰や土で雨どいの詰まっている場合は、早めに掃除をし、樋の傾き等も修理しておくことが大切である。

団地東・南の農業用水が溢れることのないように、普段から土砂等で詰まっていることの無いように気をつける。

③ 竜巻

命を守るため、すぐに対策を取れるように、日頃より次のことを頭に入れておく。

日本の家屋は、上から落ちてくる雨の対策は出来ているが、上に持ち上げられる風の対策は、出来ていないことを頭に入れておく。

命を守るために、竜巻を見かけた場合は、丈夫な建物の中に避難し、家の中心に居て丈夫な柱にしがみつぐ。また、日頃から家の周りを片付けておく。

④ 雷

命を守るため、すぐに対策を取れるように、日頃より次のことを頭に入れておく。雷鳴が聞こえたら、建物や自動車の中に避難する。

(平成26年に誠信高校生が野球の試合中に雷に打たれて死亡した例がある。その時は、雷雨が去り、空が明るく青空になっていたが、突然雷が周りの避雷針のある高い防球ネットには落ちずに、投手に落ちて、死亡したものである。)

⑤ 水害・がけ崩れ

当団地は、海拔34～35mの位置にある平野であるため、がけ崩れの心配は無く、津波や高潮の被害も無いと考えられる。

水害で考えられるのは、溜池の決壊であるが、明治元年の入鹿池堤防の決壊の時は、「海拔 27mの外坪で約 100 名の死者が出て、家屋のほとんどが流出した」との記録がある。

海拔 21mの秋田では、床上 60cm となり被害は更に大きかったとの記録が残っている。現在では、その当時より堤防の仕組みが改良され、更に愛知県では、調査されているので、心配はないと考えられる。

5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険区域・場所
- ② 団地内の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動に必要な消火栓、防火水槽の位置

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市の防災計画
- ② 古地図の確認
- ③ 災害記録の確認
- ④ 防災委員による現地調査

6. 災害弱者対策の確認

(1) 災害弱者台帳・マップ等の作成

要援護者支援部長（民生・児童委員）は、災害時に避難状況を把握するため、災害弱者台帳を作成し、定期的に更新する。

台帳は、災害発生時に防災本部長に開示する。本部長は、避難確認をし、避難未確認のときは、救護を指示する。

(2) 災害弱者の避難・誘導、救出・救護方法の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について、予め検討し、訓練等に反映させる。

7. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、行政機関及び他の自主防災組織や災害ボランティア団体、団地内のボランティア団体及び応急活動を支える近隣の企業等と連携を図るものとする。

行政機関 愛知県

犬山市役所 防災交通課 防災係

犬山消防署
楽田西子ども未来園（AED の借用）
その他 近隣の町会
愛知防災士会
あいち防災リーダー会西尾張ブロック犬山支部
犬山災害ボランティア・コーディネーターの会
ARV（犬山アマチュア無線ボランティアサークル）
団地入り口のパチンコ店（MGM AED の借用）、コンビニ
近隣の歯科医（AED の借用）
近隣商店（商品の供給）

8. 防災訓練

（1）訓練の目的

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難、救出・救護、給食・給水等が迅速かつ的確に行いうるようにし、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時に一人で行動できない災害弱者の方や普段は一人で生活できても災害時に受傷したりして援護が必要な状況になる場合の方等を見守り支えあい、助け合いながら、安全に避難するには、日頃からのつながり作りと定期的な訓練が欠かせない。

近い将来に発生すると予測されている南海トラフ巨大地震が、いざ起こった際には、常日頃から災害に備え、住民同士が助け合い、「西楽田団地の奇跡」となるように、一人の死傷者も出さないように、訓練を通じて、住民の防災意識を高めることを目的とする。

（2）訓練の種類

総合防災訓練 行政機関が主催し、住民・警察・消防・自衛隊・マスコミ、関係団体（防災士会、防災リーダー会、アマチュア無線ボランティアサークル、災害ボランティア・コーディネーターの会等）が総合的に行う訓練。

自主防災会の訓練 次の各訓練を一時に全部の訓練をやる必要はなく、的を絞って集中しての訓練も効果的である。

（ア）総合訓練

（イ）安否確認・被害状況確認

（ウ）避難訓練

（エ）情報収集・伝達訓練

（オ）初期消火訓練

（カ）救出・救護訓練

（キ）炊き出し・給水訓練

（ク）防災講話

（ケ）体験・見学研修

（コ）DIG（災害図上訓練）

（サ）その他の訓練

防災点検マップ作り、体験・見学研修、防災クイズ、災害対応ゲーム
（「クロスロード」等）

(3) 訓練計画の立案

訓練を実施するに当たり、計画的に行うことが重要である。

訓練の目的を定め、多くの住民が参加できる日時を設定し、訓練実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

立案者 自治会交消防部会長を含む防災委員会が原案を作成し、防災会会長に提案する。
防災会会長がこれを決定する。

実施日時 訓練を毎年同じ日時に実施していると、同じ人の参加になりがちになる。
普段団地にいる人達だけで対応するために、平日の昼間に実施したりして、時間帯を変えての実施も一方法である。

準備～実施～事後の日程

実施日の4・5ヶ月前までに訓練の内容を決定する

実施日の3ヶ月前までに消防署に訓練計画書の提出及び署員派遣依頼をする

実施日の2ヶ月前までに訓練準備の資料を作成し、班長会に提案をする

実施日の1ヶ月前までに自治会員に訓練内容の概要を回覧する

実施日の1ヶ月前～2週間前までに市長・県議に案内文書を持参する

訓練当日 訓練終了後1週間以内に お礼の回覧文書を作成し、関係諸団体に礼状を渡す

例：6月実施の場合

1～2月 防災委員会が原案を作成し、防災会会長に提案

新役員会にて防災訓練の内容を決定

3月 初旬 役員引継ぎ

3月15日頃 消防署に訓練計画書の提出及び署員派遣依頼

4月10日頃 訓練準備（資料作成）

5月20日頃 市長・県議に案内文書持参

6月10日頃（第2日曜日） 防災訓練

6月 訓練終了後1週間以内に お礼の回覧文書及び関連団体にお礼状を渡す

参加者 参加者をできるだけ多くするように考えることは、重要であるが、いつも同じ日時に実施すると参加者も同じ人になり勝ちであるので、たまには子供、主婦、お年寄りと世代を絞って、実施するのも効果があると思われる。

実施内容 訓練だけでなく、地震体験、煙道体験、はしご車による高所の体験、プロによる訓練（瓦礫や車からの救出等）の見学等も実施すると参加者が増える。

指導者 消防署、市役所、防災リーダー会、地震体験者、ボランティア団体、ライフライン業者（電気、ガス、上下水道）事前に依頼して、打ち合わせをする。

準備品 訓練内容によって、借用を含めて準備可能な器材、物品かどうかを判断する。

(4) 訓練の時期及び回数

① 訓練は、原則として消防署員の指導が比較的得易い6月初旬に実施する。

- ② 訓練は、総合訓練にあつては、年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

(5) 訓練の流れ

訓練場所は、自治会員がよく知っており、かつ十分な広さと安全性が確保された場所を選び、避難訓練などにおける交通事故等の未然防止に努めることが求められる。

訓練を行うに当たっては、動き易い服装に留意し、資材器材の事前点検を行い、訓練内容によっては天候にも注意が必要である。

参加者の体調管理も含めて、事故防止に努め、ケガのないように行うことが大切である。

(6) 訓練の進め方

- ① 訓練計画書の作成……自主防災会内（自治会役員会、班長会）での打ち合わせ
- ② 訓練指導者の依頼……消防署、市役所、団地内協力団体との事前打ち合わせ
- ③ 自治会員への周知……回覧文書の作成
- ④ 訓練資器材の事前準備……資器材の借用
- ⑤ 訓練会場の設営……参加者の参集、訓練の実施

(7) 各訓練のポイント

① 安否確認（被害状況確認も兼ねる）

班長及び確認協力者が戸別に訪問して確認する。

怪我人はいないか、家屋の被害は無いか、近所に出火は無いか等の確認

イ. 各戸の名簿を準備する。

ロ. 漏れが無いように、声をかける。

② 避難訓練

危険箇所の確認訓練、避難場所への集合訓練、防災拠点への集合訓練、避難所までの避難経路確認、避難所までの団体避難訓練、災害時要援護者の確認・避難訓練

イ. 避難場所や避難経路の事前確認

ロ. 落ち着いて身の安全を守る

ハ. 要援護者の避難支援……避難用具の準備、簡易避難用具の作成

ニ. 避難者の安否確認……被災状況記録票、避難者名簿の準備

③ 情報収集・伝達訓練

119番通報、関係機関連絡訓練、口頭、電話、メール伝達、防災無線、アマチュア無線による訓練等

イ. 被災現場の情報収集（現場の状況、負傷者情報、応急対策通報者名等）

ロ. 伝達手段を事前に確認

ハ. 記録用紙の準備

④ 初期消火訓練

消火器取り扱い訓練、消火器以外の物による消火訓練

- イ. 大声を出して「火事だ！」と叫び、周囲に知らせる。
- ロ. 消火に使用できる物（消火器、水バケツ、濡れシート、濡れタオル等）の準備
- ハ. 風上から消す。
- ニ. 天井まで火が回ったら、消火は困難。大声を出して逃げる。

⑤ 救出・救護訓練

資器材の事前準備と講師派遣依頼

- イ. 防災資器材の使用方法
- ロ. 救命処置（心肺蘇生法、胸骨圧迫法、AEDの使用方法等の講習）
- ハ. 止血法等（状況に応じた応急手当、三角巾の使用方法等の講習）
- ニ. 体位管理法の講習
- ホ. 怪我人の搬送法（簡易担架の作り方等）
- ヘ. その他日用品の活用と使用方法

⑥ 炊き出し・給水訓練

非常食の試食体験、炊き出し、家庭におけるカセットガスコンロによる炊飯訓練、簡易浄水器の使用法、非常時の簡易浄水の仕方、給水車からの受水・運搬

- イ. 資器材の事前準備
- ロ. 備蓄品の準備
- ハ. 配給計画の作成
- ニ. 食物アレルギー者への注意

⑦ 防災講話（ビデオ鑑賞を含む）

- イ. 講師派遣依頼
- ロ. 資器材の事前準備

⑧ 体験・見学研修

この訓練は、災害対応能力を高めるために行うものであり、煙道体験、起震車（地震体験車）による震度体験、はしご車による救出訓練の体験、総合防災訓練への参加による体験研修、プロによる救出訓練や他の防災訓練の見学等

- イ. 体験の場合は、派遣依頼
- ロ. 参加の場合は、服装（ヘルメット着用）及び所持品（非常持ち出し品の携行）の確認

⑨ DIG（災害図上訓練）

この訓練は、実際の災害時の活動に備えるために行う。

地域の強みと弱みを確認する。

強み…人的・物的な防災資源（人材、施設、水害が無い、近くに公園等広い場所がある）

弱み…埋立地＝地下水位の高さ、市役所・消防署等が遠い、電柱、ブロック塀

DIGとは

災害 (Disaster)、想像 (Imagination)、ゲーム (Game) の頭文字だが、Dig(掘り起こす、探求する、理解する)の意味から「防災意識を掘り起こす」、「地域を探求する」、「災害を理解する」の意味を込めて DIG と名付けられている。

⑩ その他の訓練

イ. 防災点検マップ作り

目的……この訓練は、危険箇所を把握し、防災に関する知識を高めるために行う。災害による被害をできる限り少なくするためには、自分たちの住んでいる地域が、災害に対して、どのような弱点があるのかを、日常から具体的に把握しておくことが重要である。

訓練内容……地震や台風等の災害の発生を想定し、自分達の地域を自分達で実際に調べてみて、災害が起きたらどのような状況になるのか予測しておくことが重要である。

準備する物……白地図、筆記用具、災害予想図

ロ. 防災クイズ クイズ、模範解答の用意

目的……防災についての知識を深めるために行う。

訓練内容……防災に関する〇×クイズを行い、皆で勉強する。

災害対応ゲーム「クロスロード」

設問の準備、「イエス」「ノー」カード

目的……災害への備えはどうか、地震発生したらどう対応するか、災害時の決断すべき場面でどう判断するのか。等の判断力を養う。

訓練内容……設問に対して、「イエス」「ノー」で答え、他者の意見を広く聞きながら自分の考えを深める。

9. 緊急地震速報発令時の対応

緊急地震速報が出たときどう行動するかについて、普段から想定してみよう。

緊急地震速報は、予知でも予報でもなく実際に地震が起きたことを伝えているので、速報が出たら、必ず大きな地震が来ると思って、身構えること。

震度予測は、あくまで目安であり、正確ではない。特に大地震の場合は、大きく外れることがある。直ちに次の行動を取ること。

自宅にいたとき

火を使っている場合は、火を止める。

大きな家具や冷蔵庫の近くから離れる。

ヘルメットや座布団等近くに在る物で頭を守る。

ドアを開けておく。(地震でドアが変形し出られなくならないように)

丈夫なテーブルの下に入り、テーブルの足を持つ。

商店で買物中のとき

速報を聞いたら、周りの人の行動にとらわれることなく、率先して身を守る行動をとる。

倒れ易い棚から離れ、階段ホール又は非常口に移動、バッグ等の持ち物で頭を保護する。

自動車を運転中

ハザードランプを点灯し、慌てずに徐行し、左側で停止する。

(急な車線変更をしたり、急ブレーキを踏まないこと)

チェンジをパーキング(マニュアル車はロー又はバック)に入れて周辺の状況を確認する。

周りに落下物や電柱が無く、外の方が安全と思われる場合は、外で待機する。

海の近くにいるとき

まず、身の安全を図る。

津波から身を守るために近くの高いところへ避難する。

屋外にいるとき

ブロック塀や固定していない自動販売機など倒れ易い場所から離れ、落下物のない広い場所に移動する。

電柱や高速道路の下なども危険なことがあるので、離れて、広い場所に移動する。

道路にいる場合は、走っている車に注意する。

職場（屋内）にて仕事中のとき

職場のマニュアルどおりの行動をする。

率先して身を守る行動をとる。

(倒れ易い棚等から離れ、机の下に潜り机の足を持つなど)

10. 東海地震の警戒宣言発令時の対応

警戒宣言とは、大規模地震対策特別措置法に基づいて、東海地震による災害を防止するために、内閣総理大臣が、1都7県263市町村にわたる「地震防災対策強化地域」に対して、発令する宣言である。

警戒宣言の内容は、次のような内容になることが予想される。

「2・3日以内(または数時間以内)にマグネチュード8程度の大地震(東海地震)が発生し、「地震防災対策強化地域」の全域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われます。」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください。」という指示である。

警戒宣言発令の伝達方法は、テレビ、ラジオによる緊急放送、市町村からの携帯電話への安心情報の他に、サイレン45秒(鳴)、15秒(休)を繰り返し、半鐘により5点連打を繰

り返す。

内閣総理大臣により「東海地震警戒宣言」が発令されると、「地震防災対策強化地域」の公共機関や各施設は、次のような対応をすることになっている。

ライフライン……電気・ガス・水道は供給されるが、できるだけ使用しないように求められる。電話は通話が規制されます。(公衆電話、防災電話は確保される。)

金融機関(銀行・郵便局)……ATMを除いて営業停止になり、お客さんは外に誘導される。

デパート・スーパー……買い物客を外に誘導し、原則として営業中止。
但し、耐震性の確保された店は、極力継続営業。

病院……外来診察は中止となる。

会社……企業や事業者によってことなるが、原則として業務を止めて時差退社。

学校・幼稚園……原則として閉鎖。

鉄道……最寄り駅に停車となる。強化地域への乗り入れは出来なくなる。

バス・タクシー……運行中止となる。

道路……強化地域内への侵入制限、避難路緊急輸送路では交通規制、または制限減速運転。(一般道路 20km、高速道路 40km)

警戒宣言発令後の自主防災組織の対応

(1) 防災対策本部の設営

個人の準備が出来た者が集会場に集まり、活動拠点として自主防災組織本部を設営する。

(2) 情報の収集

情報班を組織し、市からの警戒宣言及び地震予知情報が正確に全家庭に伝達されているか確認する。

一時避難場所や広域避難場所に避難している人もいるので、応急対策の実施状況について、必要に応じて市に報告する。

(3) 初期消火の準備

消火器、消火用バケツ、防火用水からくみ上げるポンプの準備態勢を整える。

(4) 防災用資器材の配備・活用

防災倉庫に保管中の防災用資器材を点検し、必要に応じて配備できるような態勢を整える。

(5) 避難活動

① 避難行動

- ・自力避難の困難な弱者については、必要に応じて、自主防災組織において避難地まで搬送する。(この場合、弱者に必要な物資等を忘れないこと)
- ・避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空き地等への避難をすすめること。

② 避難生活

- ・避難生活に必要な、テント、ブルーシート、ダンボール、ウレタンマット(レジ

ャーマット)等の準備をする。

- ・医療救護活動及び清掃等の活動に必要な資器材の準備をする。
- ・食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡をとり、その確保に努める。

(6) 社会秩序の維持

- ① ラジオ・テレビ等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- ② 生活物資買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

警戒宣言発令後の個人の行動

(1) 情報の確認

ラジオ、テレビ等より正確な情報を収集する。(デマは信じない)

(2) 火の始末

使用中の火を消し、できるだけ使わないようにする。(やむを得ず使用する場合は、その場を離れないようにする。)

(3) 家の準備

- ・家具等の固定状況の確認
- ・箆箆、食器戸棚、本棚等の上部の整理
- ・窓ガラス等ガラスにガムテープや綿テープを貼る安全対策を施す。
- ・灯油等火気危険物の保管場所、消火器の確認、水の汲み置き等
- ・出火の防止対策を講じる。
- ・備蓄食料の確認、飲料水の確認

(4) 水の準備

飲料水の他、生活用水の確保に努める。

(5) 服装の準備

身軽な服装に着替え、ヘルメットを着用する。(タオルや軍手を身につける。)

(6) 非常持ち出し品の確認

第3章 災害(地震)発生時の安全確保

まず、自分自身と家族の安全を確保し、揺れが収まったら、出火防止を第一に行うこと。隣近所の安全を確かめ合い、お互いに助け合って応急活動をする。

1. 家庭内の安全確認

大地震発生時は、体は動けない。(何も出来ないと覚悟しておくこと)

まず、自分の安全確保と家族の安全確保が大切である。地震が収まってもすぐには外に出ないこと。家族が安全であったら、火の始末をし、出入り口の確保をする。

(玄関ドアが開かない場合は、掃きだし口から外に出てバールとハンマーがあれば、なんとか開けることができる。)

2. 隣近所の安全確認

余震が収まったら、玄関の開くのを確認し、隣近所の安全を確認する。
班長は、ブロック内の確認結果について、災害対策本部に報告する。

3. 災害弱者の安全確認

災害弱者の安全確認は、上記2の確認で可能であるが、さらに念を入れて安全を確認する。

4. 一時避難場所への集結と避難・誘導

(1) 一時避難場所、広域避難場所、避難所、福祉避難所とは

一時避難場所……危険を避けるため、ひとまず身を守るための場所。

自宅近くの広場や公園、空き地など。

広域避難場所……一時避難が危険となるような延焼火災が発生した場合に身の安全を確保するための場所。周辺に建物の少ない大規模な公園や競技場など。楽田地区は、市の指定場所はない。

集会場横の都市計画公園。

避難所……被災により自宅などで生活出来ない方を一定期間受け入れるための施設。地域への公的支援の拠点となる場所。

福祉避難所……要援護者や障害者が必要な生活支援が受けられる体制を整備した避難所。主に公的施設のほか、指定の民間福祉施設など。犬山市は検討中。

(2) 一時避難場所に集結

余震が一段落し、住民が屋外避難をする必要があるときは、最寄りの小公園や団地東側の尾張緑道に集まり安否確認をする。安否確認者は、集会場に設置された災害対策本部に報告する。

倒壊家屋があり、確認が取れない場合は、隣近所に声をかけ救助する。多くの人手が必要な場合は、災害対策本部に人手を要請する。

(3) 広域避難場所（集会場横の広場）への避難

延焼火災等が発生するなど一時避難場所では身の安全が図れない場合は、広域避難場所へ移動する。

(4) 避難準備情報の発令された場合

犬山市長より、避難準備情報が発令されたとき、住民は、避難準備を行う。

災害弱者への援助について、予め決めてある援助者は、援助を開始する。

要援護者支援部長は、予め決められていない災害弱者の支援について、支援可能者を選び、支援を依頼する。

(5) 避難・誘導の指示

犬山市長の避難勧告又は避難指示が発令されたとき、又は住宅の倒壊等により、就寝の場所が無い場合、または火災の延焼拡大等により、団地住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるとき等、自主防災会会長が必要であると認めたとき、自主防災会会長は、避難誘導担当参事に対し避難誘導の指示を行う。

(6) 避難・誘導

避難誘導担当役員(参事)は、自主防災会会長の避難・誘導の指示を受けたときは、住民を避難地に誘導する。

(7) 西楽田団地住民のための指定避難所一覧

避難所の名称	所在地	電話番号	収容人数		
			一時	中期	長期
犬山市体育センター (勤労青少年ホーム)	羽黒新田字上堅箴 1-1	67-3772	750	375	250
青塚古墳史跡公園	字青塚 22-3	68-2272	200	100	67

- ※ 地震の時は、自宅近くの広場(一時避難場所)へ、その後身の安全が図れない場合は、集会場横の広場へ、指示があれば上記の指定避難所へ
- ※ 避難所は、犬山市長の避難準備情報、避難指示、避難勧告がある場合に、避難所として開設される。
- ※ 自主避難する場合は、避難所として開設されているかどうかを犬山市役所又は避難所に直接確認してから避難すること。
- ※ 避難所についての問い合わせ先：犬山市役所 防災交通課へ(電話 44-0346)

(8) 避難所までの経路及び概算距離

楽田西子ども未来園 (団地中央ポスト～通学路～楽田子ども未来園) 約 1,200m
 (団地中央ポスト～団地入り口交差点～車道～ ") 約 1,450m
 青塚古墳史跡公園 (団地中央ポスト～墓地横の都市公園～史跡公園) 約 400m
 犬山市体育センター (団地中央ポスト～尾張広域緑道～楽田巾～敷島製パン工場
 ～犬山市体育センター) 約 1,500m

(9) 指定場所以外への避難

家屋の損壊等により、避難が長期になると見込まれるときに、自主的に親戚等指定場所以外の場所に、避難する場合は、災害対策本部にその連絡先等を報告するものとする。

5. 出火防止と火災発生時の初期消火活動

(1) 出火防止

当団地においては、大地震発生時における火災の発生が被害を大きくする主な原因

であるので、各家庭においては、出火防止の徹底を図るため、第2章4. 家庭内の防災に定められたとおり、出火防止対策を行う。

(2) 初期消火対策

団地内に火災が発生した場合、次の初期消火対策を行う。

大声で周囲に知らせると共に、迅速に消火器による初期消火を行う。

(3) 手に負えなくなった場合

襖や壁・天井に火がまわった時は、速やかに逃げる。

出火に気づいた者は、119番により、消防車の出動を依頼する。

6. 救出・救護活動と怪我人の医療機関への搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物、ブロック塀の倒壊等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。多くの人手を要する場合又は器材を要する場合は、災害対策本部に、要請する。

(2) 医療機関への連絡・搬送

負傷者が医師の手当てを要するものである場合は、連絡のうえ、次の医療機関に搬送する。

(外科、整形外科専門医)

犬山中央病院 (五郎丸ニタ子塚6) TEL62-8111

さくら病院 (大口町新宮1-129) TEL0587-95-6711

河村整形外科 (薬師前3-5) TEL67-1134

たくや整形外科 (楽田小針14-1) TEL69-1800

宮崎外科 (羽黒新田下蟬屋7-1) TEL68-0461

石原外科 (橋爪巾屋敷45) TEL62-2855

宮田医院 (羽黒川西2) TEL67-5566

(3) 防災関係機関への出動要請

救出に際して、防災関係機関による救出が必要な場合は、防災関係機関の出動を要請する。

第4章 災害(地震)発生初期(～3日)の対策

1. 災害対策本部の設置

大地震が発生した場合、防災会会長は、可能なかぎり迅速に災害対策本部を立ち上げる。

災害対策本部は、集会場横にテントを張って本部テントとする。

(集会場は、病人、怪我人、災害弱者の利用場所とする。)

2. 災害時における役員体制(編成・任務分担)

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災会会長は、西楽田団地非常事態宣言を発し、災害対策本部長として、活動の指揮・命令を行う。その他の役員体制は、別に定める「西楽田団地自主防災会災害発生時組織表」のとおりとする。

防災会会長が不在等により、災害対策本部長として指揮が取れない場合は、次の者（災害対策副本部長となる推薦による自治会副会長、輪番による自治会副会長、交消防部会長、防災委員長）が、順次災害対策本部長の任務を遂行する。

各担当は、当日不在の場合が考えられるので、当日無事で家族も無事という人でもって編成し、当日編成を基本とする。元気なら中学生から高齢者まで男女の差も無く編成する。

第1日目は、人命救助を優先する。（72時間を過ぎると、生存率は、20%以下となる。）

3. 情報の収集と伝達、広報活動

地震等災害発生時には、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

（1）情報の収集・伝達

広報・連絡担当は、安否確認による団地住民の安否、その他の団地内の被害状況を把握し、その他の担当及び住民も知り得た情報の内容を災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、団地内の災害情報をまとめ、防災関係機関、報道機関等が提供する情報を収集すると共に必要と認める情報を団地住民及び防災関係機関等に伝達する。

（2）情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、団地内は担当者が行き、その他の情報・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、無線、伝令等による。

4. 死者対策

自宅が壊滅し、残念ながら死者が出たときの死者の仮安置場所は、「ふれあいの家」又はテントとする。（集会場は、負傷者、高齢者が優先して使用する。）

5. 防犯対策

玄関ドアを破壊した場合は、板等でドアを固定し、異常ないか近隣同士で監視する。

6. その他

うわさ情報は、2日目位から出始めると予測されるが、行政との連絡を密にとり、正確な情報を伝える。

第5章 災害（地震）発生中期（3日～）の対策

1. 水・食料の配布

平常時に指定された水・食料の配布地点を確認しておく。

地震発生から3日間は、給水・給食は無いと考えて、日頃から自分で準備しておくこと。（7日分の備蓄が望ましい。飲料水は、一人一日あたり3L×7日分＝20L）

ライフライン担当参事は、市に給食・給水が何時から可能かについて確認する。

避難地等における給食・給水は、次により行う。

（1）給食の実施

給食担当者は、市から配布された食料、地域内の家庭又は業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

給食担当者は、食物アレルギーを持つ者への注意を行う。

(2) 給水の実施

給食担当者は、市から提供された飲料水、水道、給水車等により確保した飲料水により給水活動を行う。

2. 在宅要援護者及び弱者への対応

情報が伝わり難いので、毎日必要な情報を伝える。(要援護者支援部長、防災援助部長、給食給水担当参事のいずれかは、水や食料の配送について、元気な者が交替で行う体制を組む。)

3. ライフライン

ライフライン担当者参事は、断絶したガス、水道、電気について、連絡をし、復旧、又は応急代替を依頼する。

連絡先：電気 中部電力 KK 小牧営業所 76-2131 (0120-985752)

水道 犬山市水道部 62-9300

ガス 新日本ガス 一宮支店 0586-81-5111

次のような応急代替を手配する。

応急代替処置

- (1) 電気……発電機による携帯電話等の充電
- (2) 水道……市への給水車による給水依頼又は簡易浄水器により浄水した水の希望者への分配
- (3) ガス……ボンベによるLPガスの手配
- (4) 雑用水……貯蔵している雨水、近くの用水等から確保した水の利用

4. ボランティアの受付

災害対策本部長は、飲料水や給食の配送、炊き出し等を行うため、団地内住民の内で元気なボランティアを募集し、仕事を依頼する。

団地外からの災害ボランティアの窓口は、犬山市災害ボランティア・センターとする。

西楽田団地サテライトが設置された場合はサテライトとなる。そのためには、日頃から市が実施している災害ボランティア・コーディネーター講習会の受講者を増やすように広報する。

5. 情報収集の強化

デマ情報をきちんと確認する。

3日過ぎから救援情報については、もれなく住民に知らせる体制をとる。

定期的に行政の発表する最新情報を入手する方法を検討する。

6. 衛生活動

必要な消毒薬品の購入を含めて、衛生活動を行う。

地震発生から 10 日間は、ごみの収集がないものと思われる。

ごみの置き場所を指定し、生ごみを愛菜クラブの畑に埋める等の対策を考える。

7. 防犯対策

有志によるパトロール隊を組織して、パトロールをする。

8. ペット対策

犬、猫等は、異常に怯えるので、飼い主は、対策を考える。

ペットを連れての避難は、出来ないことを日頃から頭においておくことが必要である。

9. 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、犬山市役所の要請により協力するものとする。

避難生活が長期にわたる場合は、避難者の中から、次の避難所運営委員を選出し、避難者自身で運営するように心がける。

総務班……市の災害対策本部との連絡・要請、避難者の受付、避難者数の把握、避難所
ルールの掲示

食料班……非常食作成準備、非常食作成、食料飲料水の確保

施設物資管理班……パーテーション設置、情報収集用のテレビ設置、支援物資の管理・
配布、投光器設置

衛生班……仮設トイレの設置、ゴミ箱の設置、生活用水の確保

救護班……救護所の設置、怪我人の手当て、119番通報、救急搬送補助

10. 団地外への避難者

自主的に親戚等指定場所以外の場所に、避難する場合は、災害対策本部にその連絡先等を報告するものとする。

11. メンタルケア等

メンタルケア等の相談があった場合は、適切な相談先を紹介する。

犬山病院（塔野地大畔 10 電話 61-1505）

くりきメンタルクリニック（犬山富士見 9-19 電話 63-3007）

12. その他

不足物資の団地内住民で交換、貸与等の対応をとる。

第6章 防災資器材の備蓄と管理

防災資器材の購入・備蓄に関しては、予算のゆるす範囲で計画的に行う。

管理に関しては、「西楽田団地防災会 設備・備品に関する管理運営規定」により行う。
定期点検は、防災委員及び自治会交消防部長が協力して行う。

第7章 参考資料

1. 震度表 (気象庁震度階級関連解説表)

表 1

2. 被災者救出時の生存率

24 時間以内	90%	(阪神淡路大震災時は 80%)
48 時間以内	50%	(" 28%)
72 時間以内	20~30%	(" 21%)
96 時間以内	5%	(" 6%)

急激に低下する原因

脱水症状 (何もしなくても 1 日 1.5L の水分排出)

感覚遮断 (脳へのストレスにより、ホルモンバランスが崩れ、心臓の筋肉がうまく動
かず心筋梗塞や狭心症で死に至る。)

クラッシュ症候群 (体が圧迫され、解放後に起こる様々な症状)

雨による低体温症

3. 風速と被害の目安

風速 10m 樹木が激しく揺れ、電線がヒューヒューと鳴る。雨傘が壊れる。

風速 15m 取り付けの悪い看板が飛ぶことがある。

風速 20m 身体を 60 度位傾けないと立っておれない。

子供は飛ばされそうになる。

風速 25m 屋根瓦が飛ばされる。樹木が折れ、煙突が倒れる。

風速 30m 雨戸又は屋根が飛ばされることがある。

しっかりしていない家が倒れる。電柱が倒れることがある。

風速 35m 自動車や列車の客車が倒れることがある。

風速 40m 身体を 45 度傾けないと倒れる。小石が飛ぶ。

風速 50m たいていの木造家屋が倒れる。樹木は根こそぎとなる。

風速 60m 鉄塔が曲ることがある。